三　荷主が講ずべき措置

荷主は、着荷主及び電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者と調整し、荷送り時間の調整、ジャスト・イン・タイムの貨物の輸送の見直し等の実施を通じ、当該貨物輸送事業者に行わせる電気を使用した貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。

四　電気を使用して旅客の輸送を行う旅客輸送事業者が講ずべき措置

電気を使用して旅客の輸送を行う旅客輸送事業者は、駅施設等における電気の需要の平準化に資する運転が可能な民生用機械器具の導入、充電を要する電気を消費する輸送用機械器具の充電時間の電気需要平準化時間帯以外の時間帯への変更等を通じ、電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るものとする。

五　旅客の輸送に関し一般の事業者が講ずべき措置

一般の事業者は、旅客輸送分野における電気の需要の平準化に資する取組を補完するため、従業員の時差出勤等の導入に努めるものとする。

六　建築物の建築主等が講ずべき措置

建築物の建築をしようとする者及び建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする者は、電気の需要の平準化に資する観点から、電気の需要の平準化に資する使用が可能となる空気調和設備等の設置又は適切な改修をするとともに、自家発電設備、蓄電池等の導入を検討するものとする。

七　建築物の所有者が講ずべき措置

電気の需要の平準化に資する観点から、電気を消費する既設の設備の更新及び改善並びに当該既設設備に係る電気の使用の制御等の用に供する付加設備を導入すること。

八　電気を消費する機械器具の製造事業者等が講ずべき措置

（一）電気を消費する機械器具（電気の需要の平準化に資するための機能を付加することが技術的及び経済的に可能なものに限る。以下同じ。）の製造の事業を行う者は、その製造に係る電気を消費する機械器具につき、製品開発、設計、試作、量産の各段階において電気の需要の平準化に資する性能の向上に力点を置いた事業活動を展開するとともに、需要家の実情に応じた電気を消費する機械器具の電気の需要の平準化に資する使用を可能とする技術の開発及び導入に努めるものとする。

（二）電気を消費する機械器具の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、より電気の需要の平準化に資する性能が優れた製品の比率が向上するよう、消費者の適正な選択に資する情報の提供その他所要の措置を講ずるものとする。

九　電気を消費する機械器具の使用者が講ずべき措置

冷暖房機器、照明機器、事務用機器その他の電気を消費する機械器具を使用する者は、その導入に当たって、電気の需要の平準化に資する性能が優れているものを可能な限り選択するものとする。

十　電気事業者が講ずべき措置

（一）電気事業者は、電気を使用する者が電気の使用状況について、必ずしも自ら十分な情報を得ることのできるだけの技術や設備投資の能力を有していないことを踏まえ、電気を使用する者から電気の使用状況に関する情報の開示を求められたときは、その情報を開示するものとする。

（二）電気事業者は、電気を使用する者による電気の需要の平準化に資する取組の効果的かつ効率的な実施を推進するため、電気の需要の平準化に資する取組を促す電気料金その他供給条件の整備、スマートメーター等の電気使用量の推移の情報等の提供が可能な機器の整備、電気の需給状況に関する情報等を提供するための環境の整備等の実施に関する計画を作成し、公表するものとする。

十一　事業活動を通じて一般消費者が行う電気の需要の平準化に資する取組に協力をすることが可能な事業者が講ずべき措置

事業活動を通じて一般消費者が行う電気の需要の平準化に資する取組に協力をすることが可能な事業者は、消費者による電気の需要の平準化に資する取組を促す措置を講ずるよう努めるものとする。特に、建築物の販売事業者等及び電気を消費する機械器具の小売事業者にあっては、以下の観点に留意して情報提供に努めるものとする。

（一）建築物の販売又は賃貸の事業を行う者は、消費者による建築物に設ける電気を消費する空気調和設備等に係る電気の需要の平準化に資する利用のために建築物に必要とされる性能の優れた建築物の選択をより行いやすくするという観点から、自らが販売又は賃貸している建築物の当該性能の情報提供等に努めるものとする。

（二）電気を消費する機械器具の小売事業者は、消費者による電気を消費する機械器具の電気の需要の平準化に資するための機能の優れた機器の選択をより行いやすくするという観点から、自らが販売している機械器具の電気の需要の平準化に資するための機能の情報提供等に努めるものとする。

第三　エネルギーの使用の合理化等の促進のための施策に関する基本的な事項

一　エネルギーを使用する者等として国及び地方公共団体自らが講ずべき事項

国及び地方公共団体は、自らエネルギーを使用し、エネルギーの供給の事業を行い、貨物又は旅客を輸送し、又は荷主、建築物の建築主、設計者若しくは所有者となる場合においては、率先して「第一　エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項」及び「第二　電気の需要の平準化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項」に掲げる各事項（以下「特定事項」という。）を実施し、エネルギーの使用の合理化等に資するよう努めるものとする。

二　設備投資等に対する支援

国は、特定事項に即して行われるエネルギーの使用の合理化等に資する設備の設置その他のエネルギーの使用の合理化等に資する事業活動を支援するため、財政上の措置等の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、それらの措置に係る十分な情報の提供を行うものとする。

三　エネルギー管理に対する支援

国は、特定事項に即して行われるエネルギー管理体制の充実、機械器具の効率的な使用その他の措置の実施を支援するため、エネルギーの使用の合理化等に従事する技術者の育成及び確保並びにエネルギーの使用の合理化等に係る技術的知識の普及を図るものとする。

四　技術開発に対する支援

国は、特定事項に即して行われるエネルギーの使用の合理化等に資する技術の開発を支援するため、財政上の措置等の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、それらの措置に係る十分な情報の提供を行うものとする。

五　地域における最適エネルギー需給システムの導入及び普及に対する支援

国は、廃熱の有効利用、未利用エネルギーの活用等を通じ一定地域においてエネルギーを使用する複数の者全体としてのエネルギーの効率的利用を図るエネルギー需給システムの導入及び普及を支援するため、財政上の措置等の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、それらの措置に係る十分な情報の提供を行うものとする。